

確定申告の準備はお済みですか？

次ページのフローチャートを参考に、申告が必要かどうか確認してください。

次の方は税務署で申告が必要です。

- ① 青色申告をする
- ② 営業所得がある
- ③ 分離課税となる譲渡所得・配当所得などがある
- ④ 山林所得・退職所得がある
- ⑤ 雑損控除を受ける
- ⑥ 住宅借入金等特別控除を受ける
- ⑦ 贈与税の申告

右記以外の方については、勝山市会場でも申告することができます。

所得税の申告書の用紙は、1月下旬以降、税務課に備えてあります。また、市・県民税の申告様式は、市のホームページからダウンロードできます。

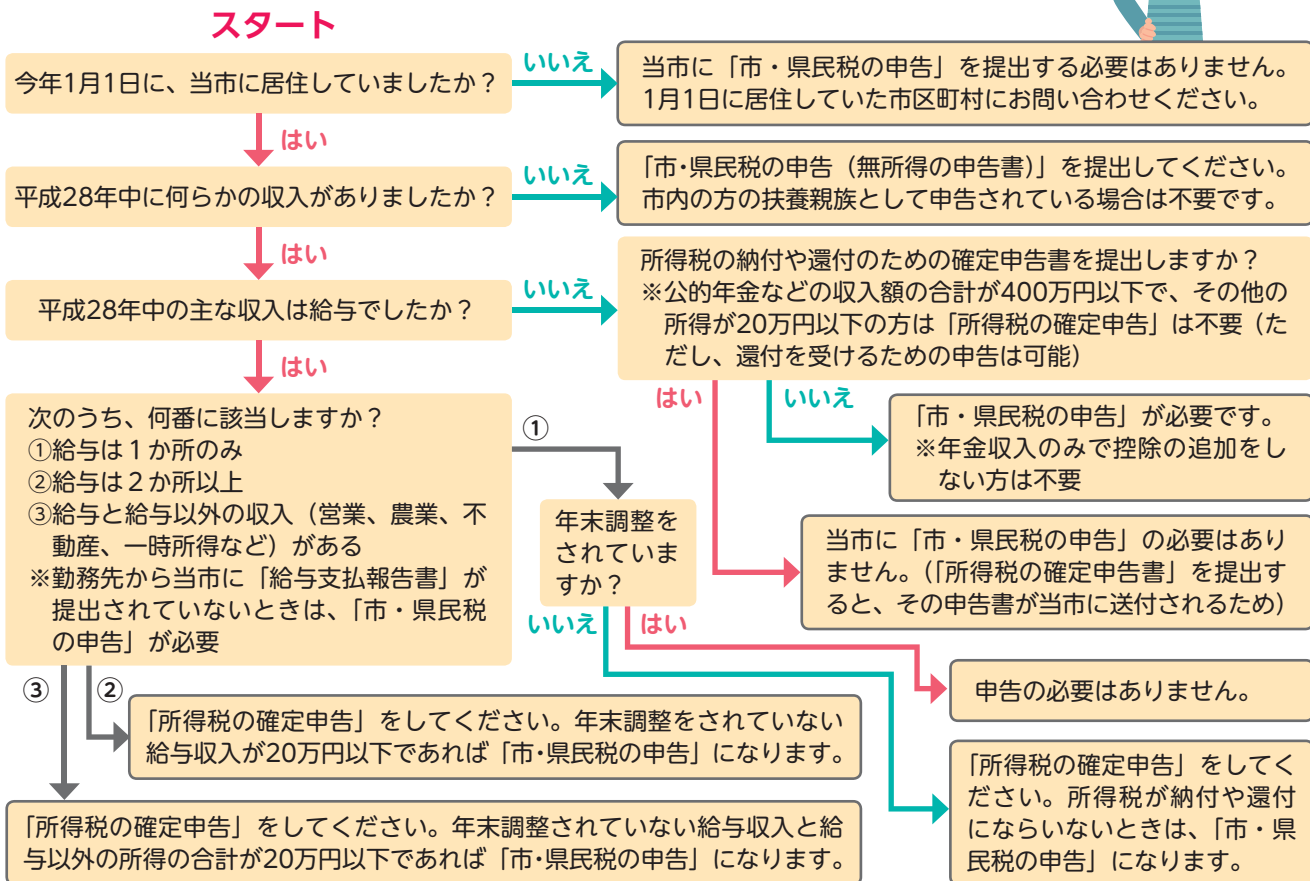
会場	受付期間	受付時間
◆勝山市会場	2月16日(木)～3月15日(水) ※土日除く	※休日相談会 3月5日(日) 9時～11時
◆税務署会場	2月16日(木)～3月15日(水) ※土日除く	9時～16時

確定申告電話相談センター 大野税務署 (☎66-2180)

期間▶1月19日(木)～3月15日(水)

所得税および復興特別所得税、消費税および地方消費税、贈与税の確定申告に関するご質問やご相談にお答えします。自動音声案内に従い「0」を選択してください。

あなたは確定申告が必要？不要？



○このフローチャートは、一般的な事例です。あてはまらない場合は、税務課までお問い合わせください
○給与と所得者の方で、年末調整後に医療費控除や扶養控除などの控除を追加、変更する場合は、「所得税の確定申告」をする必要があります

～年金を受給している方へ～

年金

「平成28年分公的年金等の源泉徴収票」が送付されます

厚生年金保険、国民年金などから支給される公的年金等については、所得税法上の「雑所得」にあたるため、所得税が課せられます。

◆源泉徴収票について

平成28年中に老齢または退職を支給事由とする年金を受け取られた方に日本年金機構より送付されます。平成28年中に支払われた年金額と、年金から差し引かれた所得税額などをお知らせするものです。

確定申告の際に添付書類として必要となりますので大切に保管してください。

◆所得税が年金から源泉徴収される方

- ・65歳未満で受給額(年額)が108万円以上の方
- ・65歳以上で受給額(年額)が158万円以上の方

◆源泉徴収票の送付時期

1月中旬～下旬にかけて、日本年金機構より順次発送される予定です。
※障害年金や遺族年金は所得税の課税対象ではないため、源泉徴収票は送付されません

◆源泉徴収票の再交付（過去8年分）について

福井年金事務所へ電話で申請することができます。基礎年金番号が確認できるものをご用意のうえ、お申し込みください。
再交付には2週間程度かかります。お急ぎの場合は、年金事務所の窓口でお申し込みください。
※市役所では再発行できませんのでご了承ください

☎ 市民課 (市役所1階) ☎88-8102
福井年金事務所 ☎0776-23-4518

申告に必要なもの

- ① 印鑑
- ② マイナンバーカードの写し、または通知カードの写しと本人確認書類の写し（運転免許証、障害者手帳、パスポートなどは1点、健康保険証などの顔写真の無いものは2点必要）
- ③ 扶養親族の方もマイナンバーの記載が必要ですので、関係書類をお持ちください
- ④ 申告会場でコピーはできませんので、事前の準備をお願いします
- ⑤ 所得税の還付を受ける場合申告者本人名義の預貯金の金融機関、口座などが分かるもの
- ⑥ 収入を証明するもの
公的年金・給与所得の源泉徴収票など
- ⑦ 生命・地震保険料控除の場合は支払保険料控除証明書
- ⑧ 国民年金保険料控除の場合は控除証明書または領収書
- ⑨ 障害者控除の場合は障害者手帳、障害者控除対象者認定書（介護保険関係）
- ⑩ 前年度の申告の写しなどをお持ちいただくと申告がスムーズに進みます

申告に関する注意事項

- ① 営業所得・農業所得の申告をする方は収支内訳書を必ず作成し、持参してください
- ② 医療費控除を受ける方は、誰がどの病院でいくらか支払ったかを計算してきてください（高額療養費、出産一時金、子ども医療費、重度医療費、生命保険などから補てんがある場合は補てんを受けた金額を含む）
- ③ 国民健康保険税は社会保険料控除の対象です。平成28年1月1日～12月31日まで納めた合計額を申告（領収書の添付は不要）してください

国民健康保険税の納付方法と申告できる方

納付の方法	申告できる方
納付書	支払った方
口座振替	当該口座名義人
特別徴収(年金天引き)	当該年金受給者